

令和5年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 時：令和5年6月23日（金）

午前10時00分より

場 所：二宮町役場2階 第1会議室

（オンライン併用（Zoom））

1. 開 会

2. 会長及び副会長の選出について

3. あいさつ

4. 議 題

（1）この♥バスの利用状況について

（2）二宮町生活交通確保維持改善計画（案）について

（3）二宮町地域公共交通計画の基本方針（案）について

（4）この♥バスの利用促進策について

（5）令和4年度歳入歳出決算について

（6）令和5年度歳入歳出予算について

（7）精神障害者に対する運賃割引の適用について

（8）デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

（9）その他

5. 閉 会

事前配布資料

- ・ 令和5年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿
- ・ 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱
- ・ 二宮町コミュニティバス（この♥バス）バスマップ
- ・ 地域公共交通計画策定スケジュール
- ・ 資料1：この♥バスの利用状況
- ・ 資料2：生活交通確保維持改善計画認定申請書（案）
- ・ 資料3：令和6年度からの地域交通計画の策定に伴う現計画の進捗評価と次期計画の施策案について
- ・ 資料4：この♥バスの利用促進策について
- ・ 資料5：令和4年度二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書
- ・ 資料6：令和5年度二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書
- ・ 資料7：道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）
- ・ 資料8：道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）
- ・ 令和5年度 二宮町地域公共交通アンケート調査用紙
- ・ 令和5年度 二宮町コミュニティバス聴き取り調査用紙

令和5年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿

(令和5年5月現在)

敬称略

	氏名	所属団体	区分	備考
1	志賀 道郎	二宮町政策部	1号	
2	橋山 英人	神奈川中央交通株式会社	2号	
3	小嶋 光行	神奈中タクシー株式会社	3号	
4	小堤 健司	一般社団法人神奈川県バス協会	4号	
5	林 好治	一般社団法人神奈川県タクシー協会	4号	
6	阿部 正昭	二宮町地区長連絡協議会	5号	新
7	西山 一雄	二宮町ゆめクラブ連合会	5号	
8	八幡 千恵	二宮町PTA連絡協議会	5号	新
9	水谷 淳子	一般公募	5号	新
10	吉田 美紀	一般公募	5号	新
11	平田 伸一	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	6号	新
12	石井 忠孝	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	7号	
13	吉岡 敦	神奈川県平塚土木事務所	8号	新
14	最上 祐紀	神奈川県県土整備局	8号	
15	宮嶋 智也	二宮町都市部	8号	
16	野田 繁夫	神奈川県大磯警察署	8号	新
17	吉田 忠司	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	8号	
18	梶田 佳孝	東海大学建築都市学部土木工学科	8号	
19	松本 幸生	二宮町健康福祉部	8号	
20	松永 敏幸	二宮町社会福祉協議会	8号	新

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合には、委員に書面を送付し協議することをもって、会議に代えることができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「書面により提出される委員意見」とする。

9 会議は原則として公開とする。

10 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち

切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

二宮町地域公共交通計画策定スケジュール

作業名	令和5年度												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
全町民アンケートの実施			➡											
コミバス利用者アンケートの実施			➡											
アンケートの集計・分析				➡										
公共交通の課題の整理	➡													
基本方針の検討	➡												第1回協議会で協議	
他自治体の先進事例収集	➡													
施策の検討	➡												第1回協議会で協議	
目標（数値）の設定				➡										
計画の取纏め						➡ 素案の作成					➡ 案の作成			
パブリックコメントの実施							↑	↑		↑	↑			
計画の決定・国への送付													➡	
協議会での協議			①				②				③			
政策会議での協議等				★			★	★				★		
議会全員協議会への報告								★						

にの♡バスの利用状況

25年10月から再編

29年10月から再編

R3年10月から再編

資料 1

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456	17,022	14,638	17,022	19,286
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950	981	464	180	152
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892	920	781	852	990
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298	18,923	15,883	18,054	20,428
運行日数	245	244	244	243	243	244	248	243	243	242	243
1日平均乗車数	68.6	53.1	38.0	41.6	40.8	48.0	73.8	78.0	65.4	74.6	84.1
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356	12,617,370	14,528,700	15,606,175	14,974,800
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700	2,727,200	2,400,600	2,866,400	3,017,300
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656	9,890,170	12,128,100	12,739,775	11,957,500
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671	523	764	706	585

割引手形購入等実績	H29.10～累計	R2年度	R3年度	R4年度
ニーノ手形(6ヶ月)	51	5	9	9
ニーノ手形(12ヶ月)	30	5	5	3
ミーヤ手形(6ヶ月)	16	1	2	5
ミーヤ手形(12ヶ月)	134	17	25	29
ニーノ手形12ヶ月(免許返納分)	70	14	9	19
ミーヤ手形12ヶ月(免許返納分)	11	2	4	2
回数券(単位:冊)	1100	158	179	231

●令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,425	1,174	1,542	1,390	1,457	1,499	1,471	1,491	1,501	1,299	1,197	1,576	17,022	1,419
子ども	23	16	15	50	24	12	4	12	5	9	5	5	180	15
障がい者等	74	66	100	60	51	60	65	85	78	57	79	77	852	71
小計	1,522	1,256	1,657	1,500	1,532	1,571	1,540	1,588	1,584	1,365	1,281	1,658	18,054	1,505
運行日数	21	18	22	20	21	20	21	20	20	19	18	22	242	20
1日平均乗車数	72.5	69.8	75.3	75.0	73.0	78.6	73.3	79.4	79.2	71.8	71.2	75.4	74.6	-
運行経費	1,287,111	1,103,238	1,348,402	1,225,820	1,287,111	1,225,820	1,287,111	1,225,820	1,225,820	1,164,529	1,103,238	2,122,155	15,606,175	1,300,515
運賃収入	245,200	188,200	241,100	224,400	245,500	250,400	240,600	250,600	254,200	220,800	257,200	248,200	2,866,400	238,867
町負担額	1,041,911	915,038	1,107,302	1,001,420	1,041,611	975,420	1,046,511	975,220	971,620	943,729	846,038	1,873,955	12,739,775	1,061,648
1人の移動に係る町負担額	685	729	668	668	680	621	680	614	613	691	660	1,130	706	-

●令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,521	1,463	1,850	1,720	1,871	1,685	1,552	1,571	1,552	1,329	1,504	1,668	19,286	1,607
子ども	6	5	8	22	30	31	6	10	7	3	4	20	152	13
障がい者等	55	69	82	85	74	75	89	73	90	78	92	128	990	83
小計	1,582	1,537	1,940	1,827	1,975	1,791	1,647	1,654	1,649	1,410	1,600	1,816	20,428	1,702
運行日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	22	243	20
1日平均乗車数	79.1	80.9	88.2	91.4	89.8	89.6	82.4	82.7	82.5	74.2	84.2	82.5	84.1	-
運行経費	1,293,560	1,228,882	1,422,916	1,293,560	1,422,916	1,293,560	1,293,560	1,293,560	1,293,560	1,228,882	1,228,882	680,962	14,974,800	1,247,900
運賃収入	244,500	234,300	285,200	273,200	265,100	269,300	240,200	214,000	215,000	201,300	254,400	320,800	3,017,300	251,442
町負担額	1,049,060	994,582	1,137,716	1,020,360	1,157,816	1,024,260	1,053,360	1,079,560	1,078,560	1,027,582	974,482	360,162	11,957,500	996,458
1人の移動に係る町負担額	663	647	586	558	586	572	640	653	654	729	609	198	585	-

★乗降者数の合計が多いバス停（上位10箇所）

バス停（乗降者数計）				
	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月
1位	二宮駅北口（1299）	二宮駅北口（1054）	二宮駅北口（1008）	二宮駅北口（953）
2位	中里（218）	中里（154）	中里（187）	中里（195）
3位	寿考園前（196）	寿考園前（153）	寿考園前（172）	寿考園前（190）
4位	団地中央（179）	県営団地入口（126）	富士見が丘児童館前（110）	県営団地入口（135）
5位	富士見が丘児童館前（153）	富士見が丘児童館前（110）	県営団地入口（102）	富士見が丘児童館前（131）

	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月
1位	二宮駅北口（831）	二宮駅北口（864）	二宮駅北口（1141）	二宮駅北口（1033）
2位	中里（189）	中里（170）	寿考園前（234）	中里（235）
3位	寿考園前（166）	寿考園前（158）	中里（229）	寿考園前（207）
4位	県営団地入口（137）	県営団地入口（131）	県営団地入口（147）	県営団地入口（167）
5位	富士見が丘児童館前（127）	富士見が丘児童館前（115）	富士見が丘児童館上（138）	富士見が丘児童館前（163）

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

番 号
令和 5 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 二宮町地域公共交通活性化協議会
住 所 二宮町二宮 961 番地
代表者氏名 会長 ●●●●

生活交通確保維持改善計画認定申請書 (案)

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙
のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

二宮町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>二宮町は、JR東海道本線の二宮駅を起点とし、国道1号と県道71号（秦野二宮線）を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。</p> <p>しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。</p> <p>このような中、路線の縮小や地形的要因（急傾斜地）で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成25年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。</p> <p>しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成29年9月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。</p> <p>コミュニティバスの再編に際し、町の交通計画に掲げる「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系」となるため、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入した。</p> <p>さらに、令和4年10月からは、コミュニティバス利用者の利便性向上のため、町北部の大規模小売店舗を經由するようルートを延伸するとともに、ダイヤの再編を行った。</p> <p>今後、さらなる高齢化の到来が見込まれる中、高齢者による交通事故や孤立する高齢者等の発生を防ぐためにも、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通を確保・維持し、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>【目標】</p> <p>○コミュニティバス乗車人数（実績 <u>84</u>人/日） <u>R4.4~R5.3</u> 目標 令和<u>6</u>年 100人/日 令和<u>7</u>年 100人/日 令和<u>8</u>年 100人/日</p> <p>○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者（冊）（実績 <u>231</u>人） R4.4~R5.3 目標 令和<u>6</u>年 320人 令和<u>7</u>年 320人 令和<u>8</u>年 320人</p> <p>○外出が週1回未満の高齢者割合の減少 <u>（現状 4.3%（令和4年12月調査実施時点））</u> 目標 令和7年度（※<u>次回</u>調査実施時点） <u>3%未満</u></p>
(2) 事業の効果
<p>今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<ul style="list-style-type: none"> ・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルートの改編を検討する。(二宮町、地域住民) ・高齢者に対する乗り方教室の開催を含めた利用促進を行う。(二宮町) ・<u>バス車内に保育園児の絵を掲載し、保育園を通じて保護者への周知を行う。(二宮町、各保育園)</u> ・沿線の<u>中学校</u>に利用促進を行う。(二宮町)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
神奈川中央交通西株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
平成 23 年 8 月 4 日 協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日 ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日 地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日 二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日 地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日 二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日 二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日 デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日 デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日 コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日 生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日 平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日 コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日 生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日 コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日 デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日 平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日 コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日 コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日 コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）

平成 29 年 8 月 31 日 生活交通確保維持改善計画の協議
 平成 30 年 1 月 31 日 平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
 平成 30 年 2 月 15 日 二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
 平成 30 年 6 月 14 日 コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
 平成 31 年 1 月 23 日 平成 30 年度事業評価の協議
 令和元年 6 月 17 日 コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
 令和元年 11 月 18 日 地域公共交通計画（後期施策）、交通実態調査アンケートの協議
 令和 2 年 1 月 29 日 令和元年度事業評価の協議
 令和 2 年 7 月 27 日～30 日 生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
 令和 3 年 1 月 15 日～25 日 令和 2 年度事業評価の協議（書面協議）
 令和 3 年 6 月 22 日 生活交通確保維持改善計画の協議等
 令和 4 年 1 月 26 日 令和 3 年度事業評価の協議等
 令和 4 年 6 月 24 日 生活交通確保維持改善計画の協議等、本計画について承認済み
令和 4 年 11 月 8 日～25 日 地域公共交通計画の策定に係る協議等（書面協議）
令和 5 年 1 月 27 日 令和 4 年度事業評価の協議等
令和 5 年 6 月 23 日 生活交通確保維持改善計画の協議等、本計画について承認済み

21. 利用者等の意見の反映状況

平成 23 年度 ・町民アンケート調査（9 月）・町民ワークショップ（11 月～12 月）
 平成 24 年度 ・地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9 月）
 ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11 月～2 月）
 ・町民意見募集（1～2 月）
 平成 25 年度 ・地区説明会（5 月・9 月）・地区役員との意見交換会（随時）
 平成 26 年度 ・地区役員との意見交換会（随時）・モビリティ・マネジメント（10 月）
 平成 27 年度 ・地区役員との意見交換会（随時）
 ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2 月）
 平成 28 年度 ・地区役員との意見交換会（随時）・見直しに向けた意見交換会（9 月・11 月）
 ・コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12 月～1 月）
 平成 29 年度 ・地区役員との意見交換会（随時）
 平成 30 年度 ・地区役員との意見交換会（随時）
 令和元年度 ・コミュニティバス車内における利用者アンケート（8 月）
 令和 2 年度 ・町民アンケート調査（12 月）
 令和 3 年度 ・地区説明会及び利用者アンケート（令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月）
令和 5 年度 ・町民アンケート調査及びコミュニティバス利用者アンケート調査（6 月）

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（政策部）
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 神奈中タクシー株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市部）

地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（東海大学教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合 二宮町地区長連絡協議会 二宮町PTA連絡協議会 二宮町ゆめクラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部） <u>二宮町社会福祉協議会</u>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1
(所 属) 二宮町政策部企画政策課（協議会事務局）
(氏 名) 竹内伸介・日高航太
(電 話) 0463-71-3312 内線 361
(e-mail) kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校前・富士見が丘児童館前	二宮駅北口	12.8km 循環	243日	486回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(2) 二宮町コミュニティバス1(左循環)	二宮駅北口	富士見が丘児童館前・山西小学校前	二宮駅北口	13.2km 循環	243日	486回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(3) 二宮町コミュニティバス2(右循環)	二宮駅北口	峠公園・西公園前	二宮駅北口	12.3km 循環	243日	486回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(4) 二宮町コミュニティバス2(左循環)	二宮駅北口	西公園前・峠公園	二宮駅北口	12.7km 循環	243日	486回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二宮町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	2858
交通不便地域等	552

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
417	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
135	山西地区	関東運輸局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

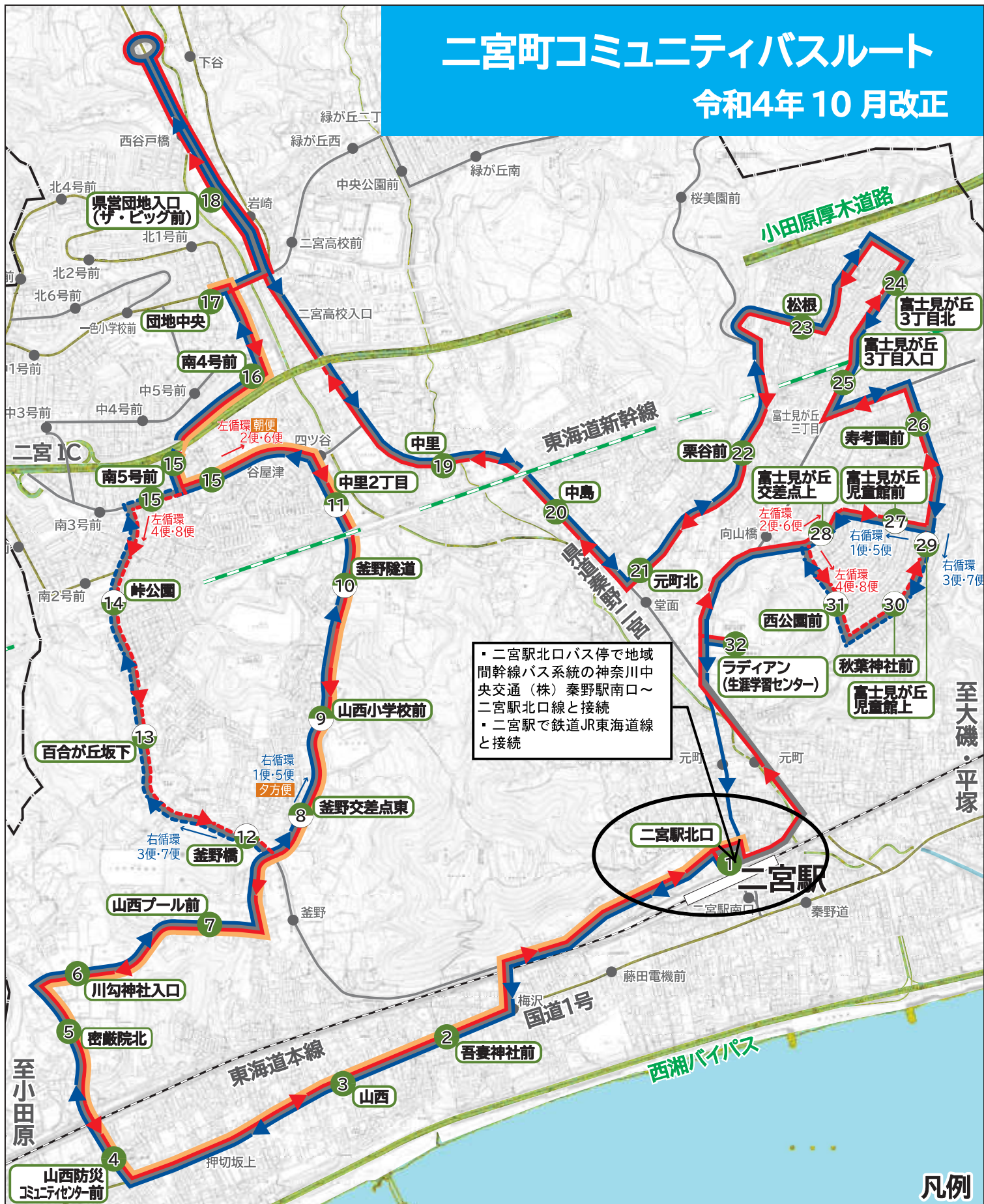
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

二宮町コミュニティバスルート

令和4年10月改正



・二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続
 ・二宮駅で鉄道JR東海道線と接続

凡例

二宮町コミュニティバス運行ルート

- | | | | |
|--|-------------|--|---------------------------------------|
| | 団地中央発【左循環】 | | (山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】 |
| | 二宮駅北口発【左循環】 | | (富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)【第2便・第6便】 申請番号(2) |
| | 二宮駅北口発【右循環】 | | (西公園前・峠公園経由)【第4便・第8便】 申請番号(4) |
| | | | (山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)【第1便・第5便】 申請番号(1) |
| | | | (峠公園・西公園前経由)【第3便・第7便】 申請番号(3) |
| | | | (山西小学校前経由 団地中央行)【夕方便】 |

(平日)

申請番号(2)

申請番号(4)

申請番号(2)

二宮町コミュニティバス
2022年10月03日改正

申請番号(4)

	朝便	第2便	第4便	第6便	第8便
二宮駅北口		09:36	11:36	14:36	17:36
ラディアン		09:38	11:38	14:38	17:38
西公園前			11:41		17:41
秋葉神社前			11:42		17:42
富士見が丘児童館上			11:43		17:43
富士見が丘交差点上		09:42		14:42	
富士見が丘児童館前		09:43		14:43	
寿考園前		09:44	11:44	14:44	17:44
富士見が丘3丁目入口		09:45	11:45	14:45	17:45
富士見が丘3丁目北		09:46	11:46	14:46	17:46
松根		09:48	11:48	14:48	17:48
栗谷前		09:49	11:49	14:49	17:49
元町北		09:50	11:50	14:50	17:50
中島		09:51	11:51	14:51	17:51
中里		09:52	11:52	14:52	17:52
県営団地入口		09:54	11:54	14:54	17:54
団地中央	08:00	10:00	12:00	15:00	18:00
南4号前	08:01	10:01	12:01	15:01	18:01
南5号前	08:02	10:02	12:02	15:02	18:02
峠公園			12:03		18:03
百合が丘坂下			12:04		18:04
釜野橋			12:05		18:05
中里2丁目	08:03	10:03		15:03	
釜野隧道	08:04	10:04		15:04	
山西小学校前	08:05	10:05		15:05	
釜野交差点東	08:05	10:05		15:05	
山西プール前	08:06	10:06	12:06	15:06	18:06
川勾神社入口	08:07	10:07	12:07	15:07	18:07
密蔵院北	08:08	10:08	12:08	15:08	18:08
山西防災コミュニティセンター前	08:09	10:09	12:09	15:09	18:09
山西	08:10	10:10	12:10	15:10	18:10
吾妻神社前	08:11	10:11	12:11	15:11	18:11
二宮駅北口	08:15	10:15	12:15	15:15	18:15

申請番号(1)

申請番号(3)

申請番号(1)

申請番号(3)

	第1便	第3便	第5便	第7便	夕方便
二宮駅北口	08:45	10:45	13:45	16:45	18:30
吾妻神社前	08:47	10:47	13:47	16:47	18:32
山西	08:48	10:48	13:48	16:48	18:33
山西防災コミュニティセンター前	08:49	10:49	13:49	16:49	18:34
密蔵院北	08:50	10:50	13:50	16:50	18:35
川勾神社入口	08:51	10:51	13:51	16:51	18:36
山西プール前	08:52	10:52	13:52	16:52	18:37
釜野交差点東	08:53		13:53		18:38
山西小学校前	08:54		13:54		18:39
釜野隧道	08:54		13:54		18:39
中里2丁目	08:55		13:55		18:40
釜野橋		10:52		16:52	
百合が丘坂下		10:53		16:53	
峠公園		10:55		16:55	
南5号前	08:56	10:56	13:56	16:56	18:41
南4号前	08:57	10:57	13:57	16:57	18:42
団地中央	09:00	11:00	14:00	17:00	18:45
県営団地入口	09:02	11:02	14:02	17:02	
中里	09:08	11:08	14:08	17:08	
中島	09:09	11:09	14:09	17:09	
元町北	09:10	11:10	14:10	17:10	
栗谷前	09:11	11:11	14:11	17:11	
松根	09:12	11:12	14:12	17:12	
富士見が丘3丁目北	09:14	11:14	14:14	17:14	
富士見が丘3丁目入口	09:15	11:15	14:15	17:15	
寿考園前	09:16	11:16	14:16	17:16	
富士見が丘児童館前	09:17		14:17		
富士見が丘交差点上	09:18		14:18		
富士見が丘児童館上		11:17		17:17	
秋葉神社前		11:18		17:18	
西公園前		11:18		17:18	
ラディアン	09:20	11:20	14:20	17:20	
二宮駅北口	09:24	11:24	14:24	17:24	

表 1 添付書類

運行系統名等（申請番号）	該当する便
(1) 二宮町コミュニティバス 1（右循環）	第 1 便、第 5 便
(2) 二宮町コミュニティバス 1（左循環）	第 2 便、第 6 便
(3) 二宮町コミュニティバス 2（右循環）	第 3 便、第 7 便
(4) 二宮町コミュニティバス 2（左循環）	第 4 便、第 8 便

指定を受けようとする地域を示した地図

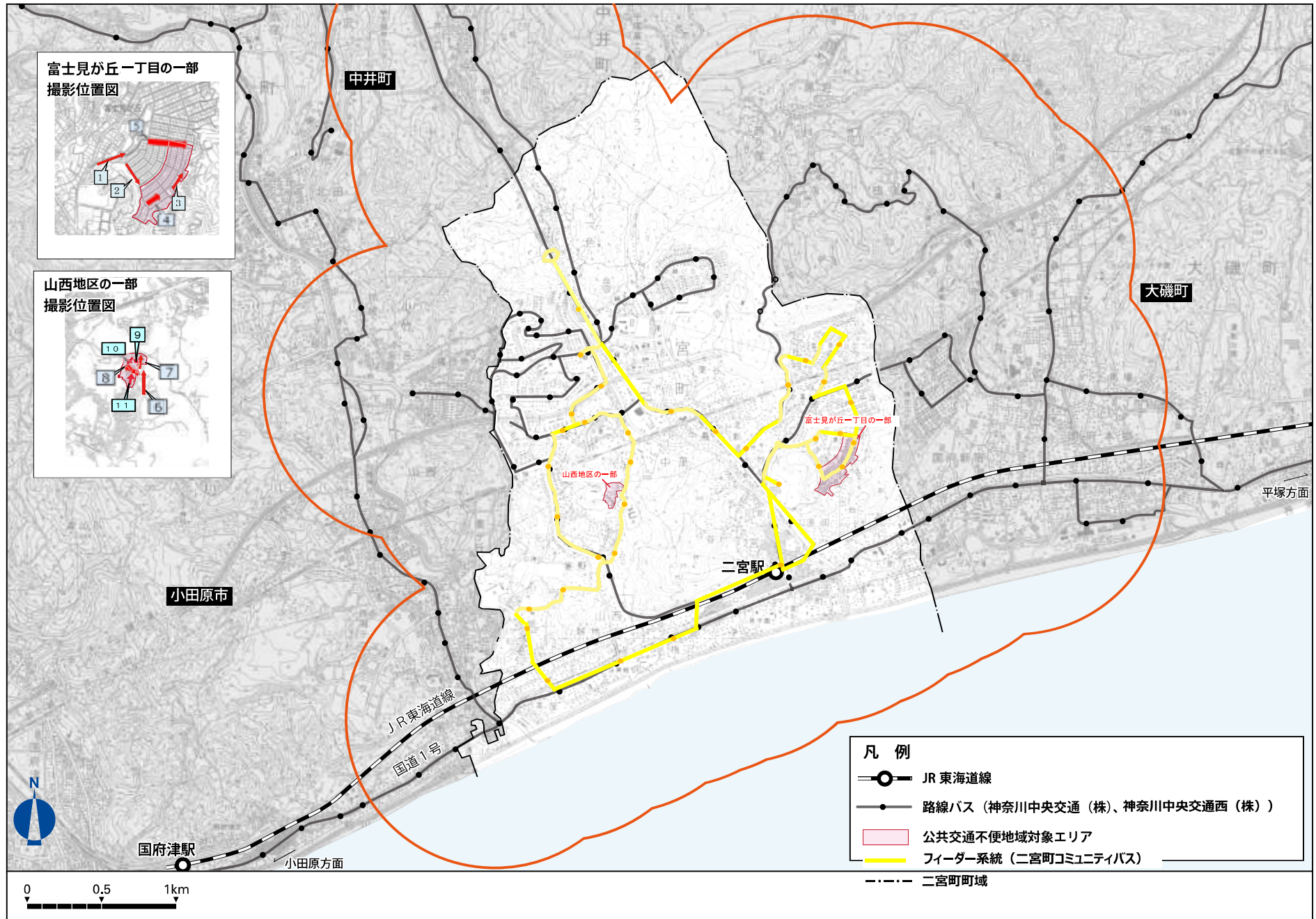
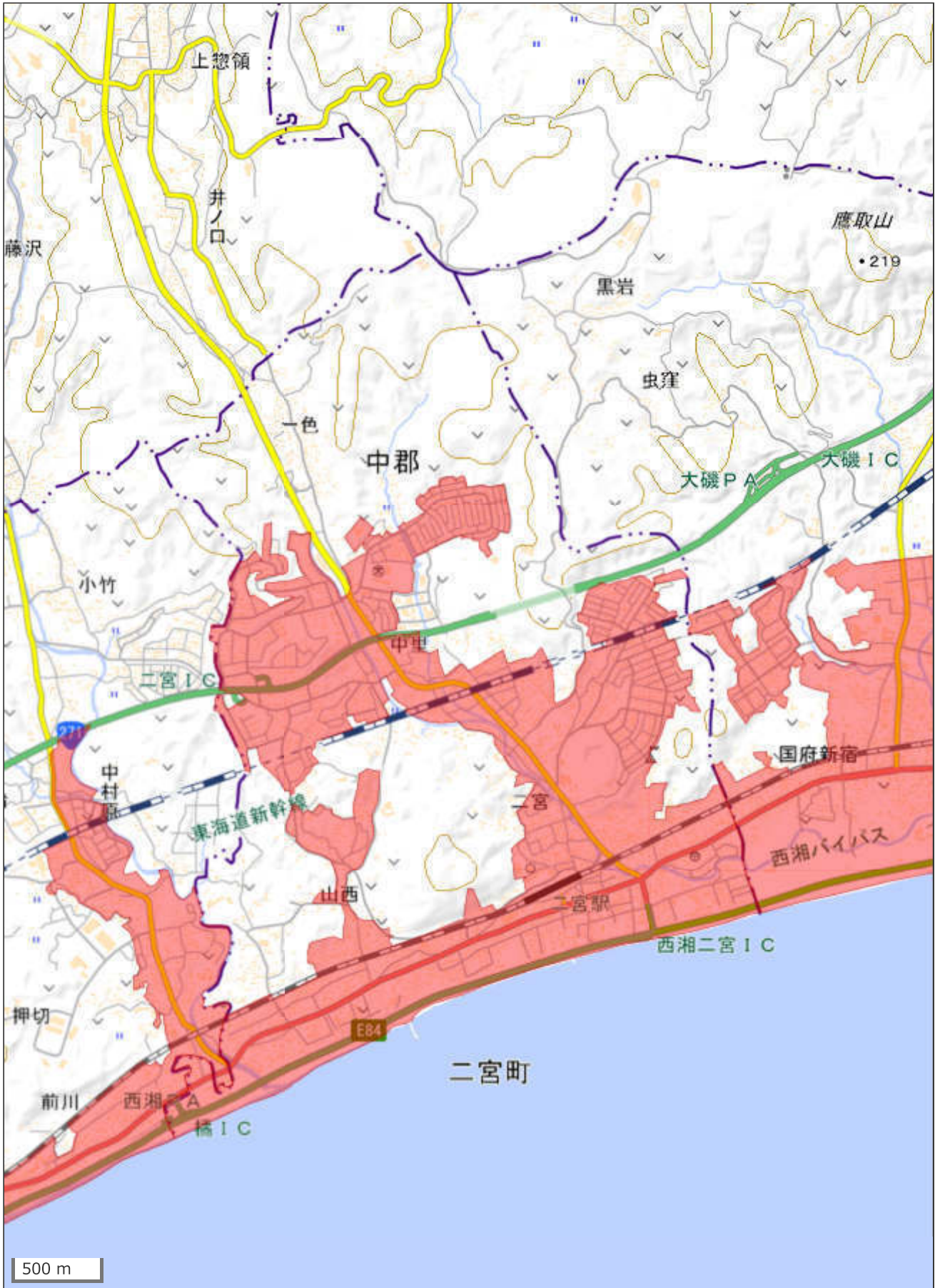


表5 関連資料 人口集中地区以外の地区の地図（非赤色着色箇所）



令和6年度からの地域交通計画の策定に伴う現計画の進捗評価と次期計画の施策案について

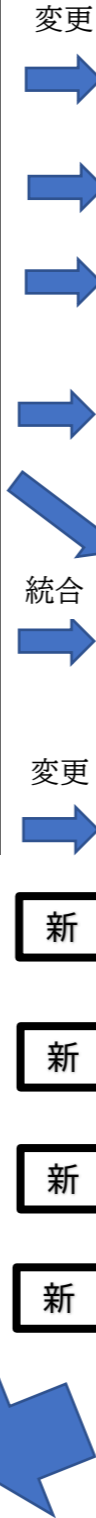
現計画の進捗評価

項目(施策)	内容	進捗評価
《公共交通機関の充実》		
①二宮町コミュニティバスの検証 重	・乗車実績や経費等を勘定し、今後の継続性を検討 ・継続する場合は、ルートやダイヤ等を改良	・コロナの影響はあるが、利用実績は伸びており、目標値達成が見えてきた ・令和4年度に一部ルートを延伸した
②新たな地域公共交通システムの研究・試行 重	・増大する交通弱者に合わせ、タクシーや自家用車の活用を含めた、新たな地域公共交通システムを研究	・デマンドバスについて中井町にヒアリングを行った
③町内路線バスの維持・確保策の検討	・路線バス維持のため、乗り支えの必要性を啓発 ・路線バスが接続する近隣市町と連携し、路線を協議	・広報紙を活用した啓発を行った ・広域の枠組みでバスの情報を共有した
《公共交通利用促進策の展開》		
④公共交通のバリアフリー化の推進	・バス車両やタクシー車両のバリアフリー化を推進 ・公共交通に関連する施設のバリアフリー化を検討	・町としての取り組み実績はない ・国庫等の補助取得に計画の位置付けが必要
⑤わかりやすい情報提供の実施	・さまざまな媒体を活用し、各公共交通機関の情報を、手軽に入手できる環境を整備	・コミバス情報をgoogleマップへ掲載し、検索できるようになった
⑥住民を対象としたモビリティ・マネジメントの実施 重	・公共交通の情報提供とモビリティ・マネジメントを実施 ・子供や高齢者に対する交通教育にあわせて、モビリティ・マネジメントを実施	・通いの場での啓発を行った ・保育園等への啓発はできなかった
《公共交通をみんなで支える仕組みづくり》		
⑦地域を巻き込んだ公共交通活性化の仕組みづくり 重	・最適な交通サービスを住民主体で話し合い、選択する地域の協議体の設立、情報提供等を支援 ・公共交通事業者とのパイプ役として双方の意向確認	・一色再生協の移動支援部会で情報提供を行った。また当部会の要請で神奈中バスとの仲介を行った

重 は現計画における重点プロジェクト **新** は新計画における新規施策(案)

次期計画の施策の検討

項目(施策)	内容	施策分類
二宮町コミュニティバスの利用動向の分析と効率化の検討	・令和4年のルート改編の検証 ・新たな交通施策の試行を含めたルート等の検討	公共交通の維持確保
新たな地域公共交通システムの研究・試行	・全町的に増大する交通弱者に対応したデマンドバスの導入検討と試行	福祉的視点の導入
公共交通の維持・確保	・路線バスだけでなく、タクシーや鉄道といった公共交通の乗り支え等の啓発	公共交通の維持確保
環境・バリアフリーに対応した公共交通の推進	・車両や施設のバリアフリー化 ・電気自動車等の導入による二酸化炭素排出削減	新たな時代への対応
住民を対象としたモビリティ・マネジメント	・公共交通の情報提供とモビリティ・マネジメントの実施	公共交通の維持確保
地域ボランティアの設立支援と人材育成支援	・地域主体の移動支援組織の立ち上げ支援と運転講習の実施	福祉的視点の導入
新 タクシーを活用した福祉施策の拡充	・タクシー券を活用した高齢者等の移動支援策の拡充	福祉的視点の導入
新 施設再編等を視野に入れた交通施策との連携の検討	・新庁舎建設等の公共施設再編を視野に入れた交通施策の検討	新たな時代への対応
新 二宮町コミュニティバスの利用促進	・割引手形の改革検討 ・産業や観光と連携した利用促進	公共交通の維持確保
新 デジタルを活用した公共交通の利用促進策の検討	・QRコードやICカード、マイナンバーカードと連携した取り組みの検討	新たな時代への対応



次期計画の施策(案) 施策分類ごと

項目(施策)	内容
《公共交通の維持確保》	
二宮町コミュニティバスの利用動向の分析と効率化の検討	・令和4年のルート改編の検証 ・新たな交通施策の試行を含めたルート等の検討
公共交通の維持・確保	・路線バスだけでなく、タクシーや鉄道といった公共交通の乗り支え等の啓発
住民を対象としたモビリティ・マネジメント	・公共交通の情報提供とモビリティ・マネジメントの実施
二宮町コミュニティバスの利用促進	・割引手形の改革検討 ・産業や観光と連携した利用促進
《福祉的視点の導入》	
新たな地域公共交通システムの研究・試行	・全町的に増大する交通弱者に対応したデマンドバスの導入検討と試行
地域ボランティアの設立支援と人材育成支援	・地域主体の移動支援組織の立ち上げ支援と運転講習の実施
タクシーを活用した福祉施策の拡充	・タクシー券を活用した高齢者等の移動支援策の拡充
《新たな時代への対応》	
環境・バリアフリーに対応した公共交通の推進	・車両や施設のバリアフリー化 ・電気自動車等の導入による二酸化炭素排出削減
施設再編等を視野に入れた交通施策との連携の検討	・新庁舎建設等の公共施設再編を視野に入れた交通施策の検討
デジタルを活用した公共交通の利用促進策の検討	・QRコードやICカード、マイナンバーカードと連携した取り組みの検討

にの♡バスの利用促進策について

昨年度の実績を踏まえた令和5年度の取り組み（案）について、協議をお願いします。

利用促進策	令和4年度の実績	令和5年度取り組み（案）
①高齢者を対象としたお試し乗車	<ul style="list-style-type: none"> ・地区からの要望に応じて「地域の通いの場」で講座を実施した。 ・講座ではにのバスを使った具体的なお試しコースを提案し（別紙1）、回数券を渡した。 ・令和4年度は合計7回実施し、約135人に対して回数券を配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の実績から、にのバスを含めた公共交通の現状をお伝えし、具体的なお試しコースを提案できる機会は重要である。 ・参加者からも好評であり、町の取り組みを説明する機会としても有用であることから、今後も継続する。 ・今年度は4回実施予定。
②保育園児による絵画等の車内展示	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の保育園の園長会議で、園児の絵画等を一定期間ににのバス車内に展示することを提案した。 ・保育園2園が延べ45日間にわたって絵画を展示し、保護者へは保育園から周知した。（別紙2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施による効果は測定できていないが、実施に係るコストが僅少で、にのバスの周知にもなっているため、令和5年度も継続して取り組む。 ・本年5月24日（水）の保育園園長会議において周知済み。
③二宮西中学校への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・二宮西中学校の生徒向けに、登下校でのにのバス利用を推奨するプリント（別紙3）を作成し、1月中旬の入学説明会等で配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と同様、毎年1月の入学説明会で配布するとともに、在校生にも同時期に配布する。

その他

取り組み	取り組みの具体的な内容
①町広報紙による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、町広報紙の特集記事として公共交通の利用促進を啓発する。本年は9月号（8月25日発行）での掲載を予定している。
②交通計画策定に合わせた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・交通計画策定に伴うパブリックコメント等に併せ、公共交通の現状や町の交通施策などを周知していく。

【別紙1】 通いの場で配布しているチラシ



富士見が丘の皆さんへ！

この♡バスでお買い物に行きませんか？

二宮町役場企画政策課

町役場では、町民の皆さんの「生活の足」を確保するため、コミュニティバス（この♡バス）を運行しています。

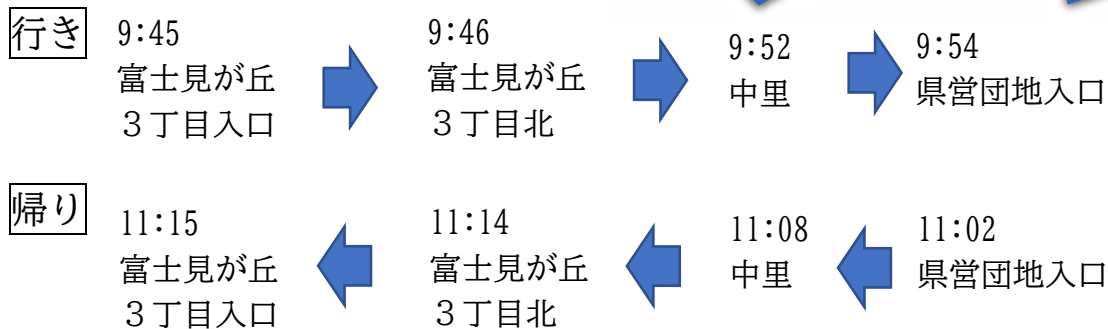
この♡バスは、皆様のご利用がなければ運行を続けることができません。

富士見が丘には、この♡バスのバス停があるので、まずは、この♡バスで便利なお買い物を体験してみませんか？

○午前中のお買い物

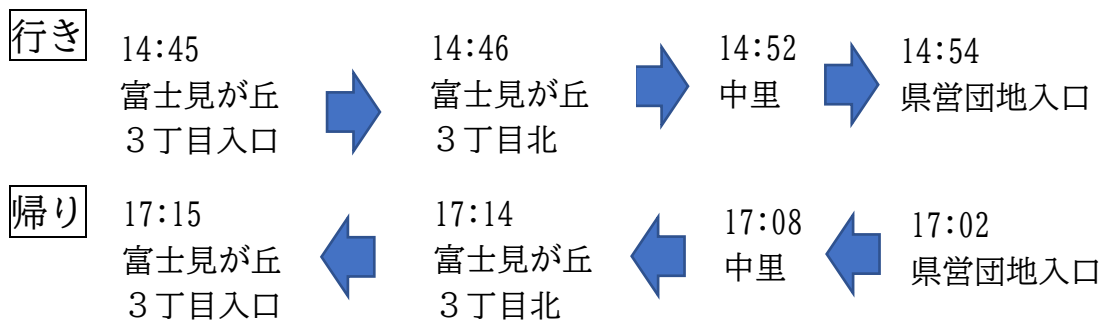
西友さん最寄り

ザビッグさん目の前！



買い物時間
1時間ほど

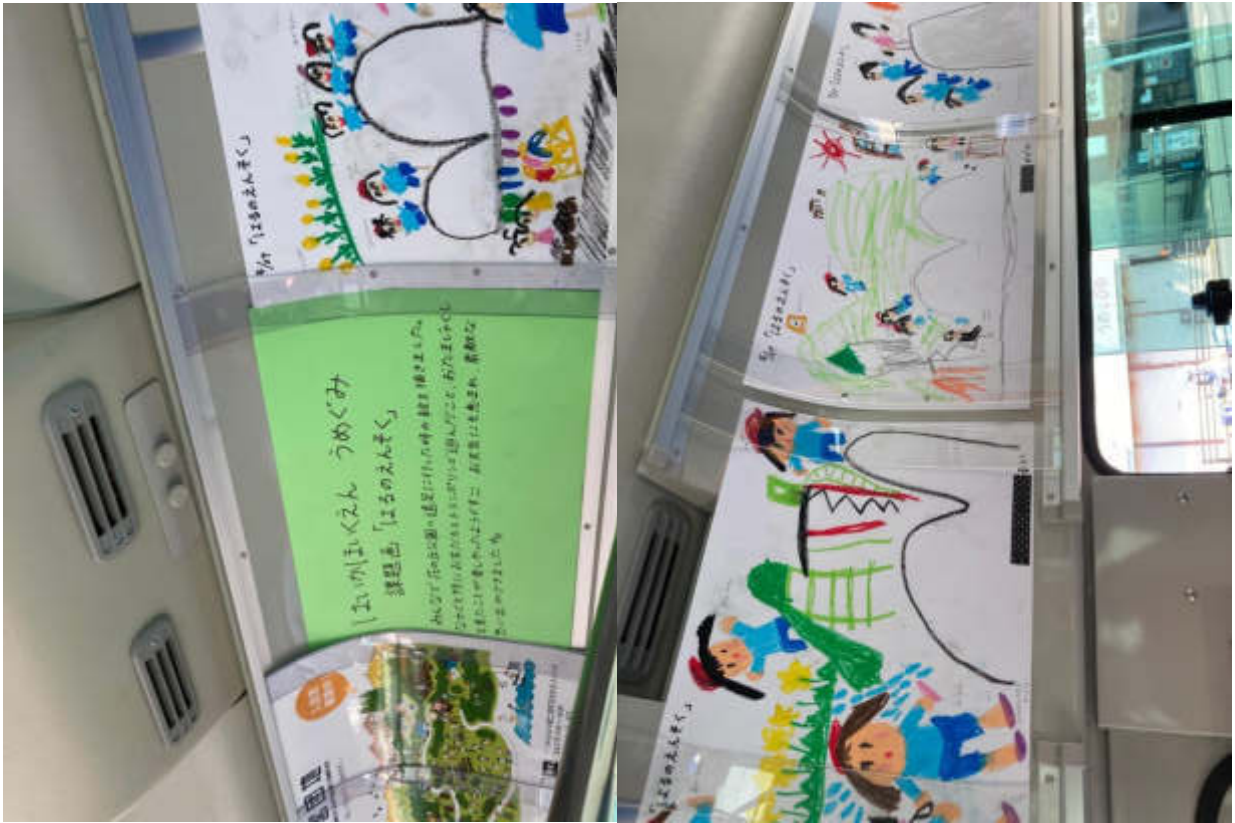
○午後のお買い物



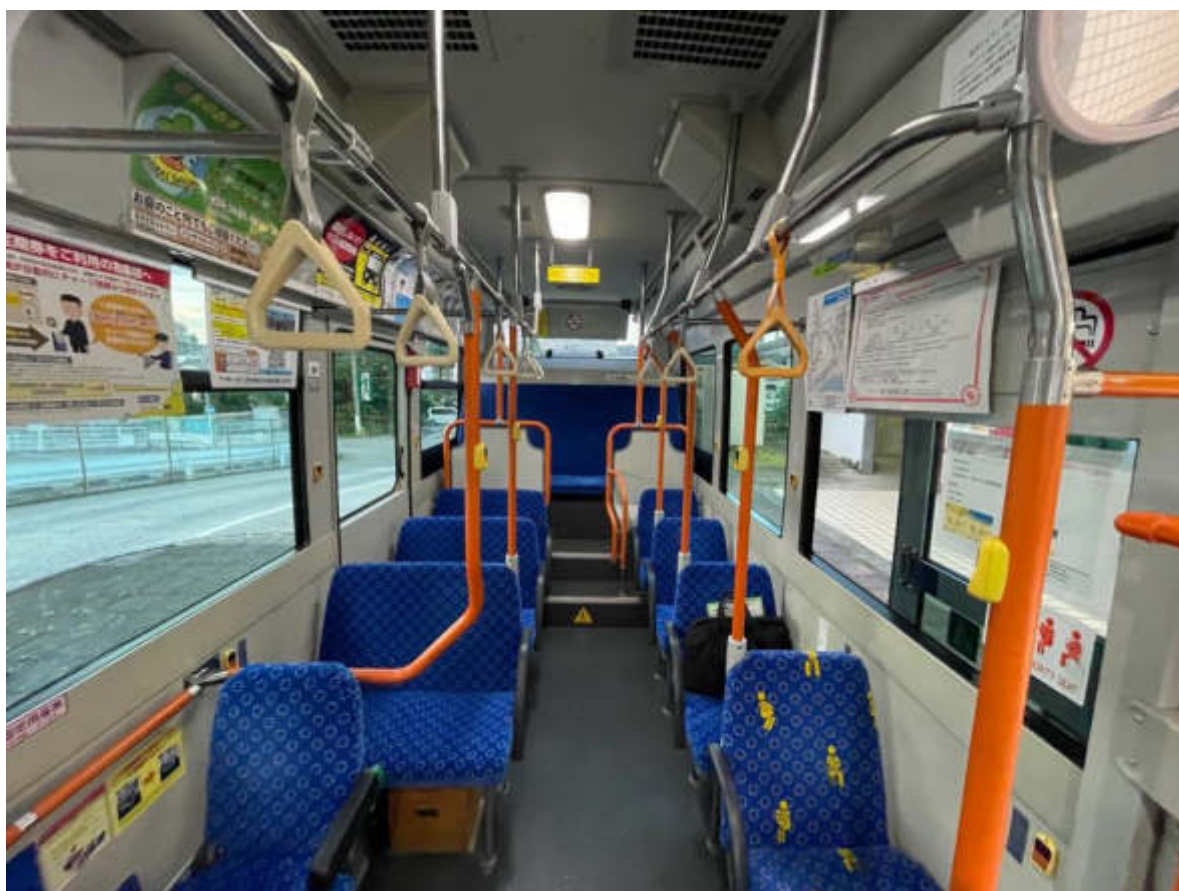
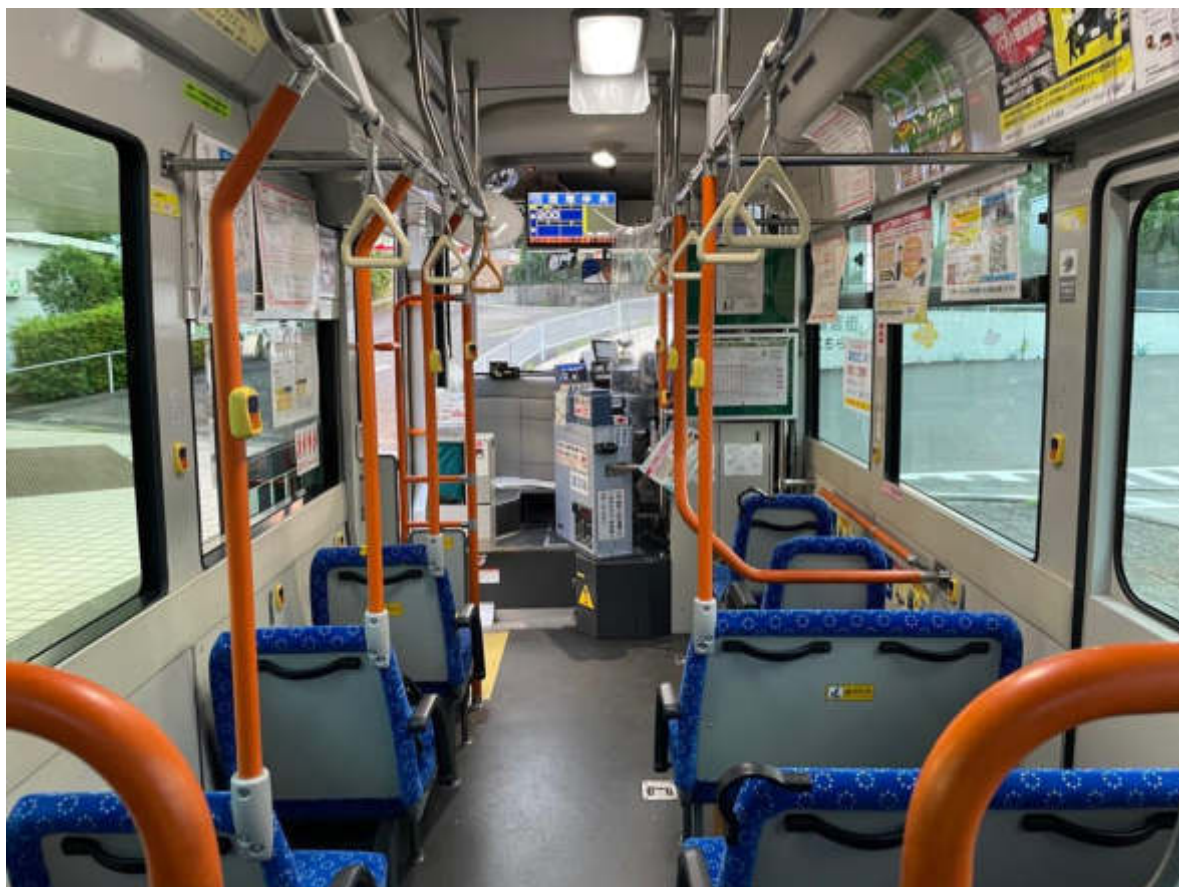
買い物時間
2時間ほど

運賃や運行ルート等、この♡バスの詳細は次ページをご覧ください ➡

【別紙2】幼稚園児・保育園児による絵画等の車内展示の様子



(参考)車内の様子



にの♡バスに乗ろう！！



「にの♡バス」は、町内を循環する二宮町のコミュニティバスで、釜野、中里、百合が丘方面から二宮西中学校に通学する生徒の皆さんも、通学時に利用することができます。

コミュニティバスを利用すれば、安心・安全・便利に通学することができますので、ぜひご利用ください。

【こんな場面で便利！】



【通学時間の短縮に】

【雨の日の通学に】

【部活動の帰りに】

【乗車中に勉強も！】

【中学生運賃】100円／回 ※現金のみ使用可。交通系 IC カード使用不可。

【回数券・割引手形】回数券や手形を利用して、お得に「にの♡バス」に乗ろう！！

回数券

■券種・金額 ※現金のみで購入可能

・100円券 24枚綴り(2,400円分)
を 2,000円で購入できます。



利用期限がないので、時々
乗りたい人に便利！

ニーノ手形

■券種・金額 ※現金のみで購入可能

手形の有効期間中、中学生は無料で乗り放題！！

・6ヶ月券 : 3,000円

・12ヶ月券 : 5,000円

週に1回(往復)乗ると6ヶ月券
で1,800円お得になるよ！



- 回数券・手形の販売場所
神奈中二宮駅前サービスセンター
月・水・金曜日(祝日含む)
11:30~12:30 13:30~19:00



神奈中二宮駅前
サービスセンター

時刻表・ルート図(団地中央～川勾神社入口抜粋)

【行き】(百合が丘、中里、釜野方面→二宮西中学校)

ルート図

団地中央→川勾神社入口(左循環)

バス停(山西小経由)	朝便
団地中央	8:00
南4号前	8:01
南5号前	8:02
中里2丁目	8:03
釜野隧道	8:04
山西小学校前	8:05
釜野交差点東	8:05
山西プール前	8:06
川勾神社入口 (二宮西中学校最寄り)	8:07



二宮西中学校

【帰り】(二宮西中学校→釜野、中里、百合が丘方面)

川勾神社入口→団地中央(右循環)

バス停(山西小経由)	5便	夕方便	バス停(峠公園経由)	3便	7便
川勾神社入口 (二宮西中学校最寄り)	13:51	18:36	川勾神社入口 (二宮西中学校最寄り)	10:51	16:51
山西プール前	13:52	18:37	山西プール前	10:52	16:52
釜野交差点東	13:53	18:38	—	—	—
山西小学校前	13:54	18:39	釜野橋	10:52	16:52
釜野隧道	13:54	18:39	百合が丘坂下	10:53	16:53
中里2丁目	13:55	18:40	峠公園	10:55	16:55
南5号前	13:56	18:41	南5号前	10:56	16:56
南4号前	13:57	18:42	南4号前	10:57	16:57
団地中央	14:00	18:45	団地中央	11:00	17:00

※川勾神社入口の右循環バス停は、ポールがありませんので、左循環バス停のポールの向かい側でお待ちください。

回数券や手形、全体の時刻表・ルート図及び乗り方など、その他コミバスの詳細は、「二宮町コミバス」で検索！

二宮町コミュニティバス

コミュニティバスの乗り方



事務担当:二宮町 都市整備課 計画指導班

Tel:0463-71-5956

Mail:toshi@town.ninomiya.kanagawa.jp

令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

資料5

1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	決算額	増減	説 明
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
2 負担金	126,000	△ 39,000	87,000	0	
1 負担金	126,000	△ 39,000	87,000	0	二宮町より
1 負担金	126,000	△ 39,000	87,000	0	委員出席報償費の減額に伴い減額
3 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	0	0	△ 334	
1 雑収入	334	0	0	△ 334	
1 雑収入	334	0	0	△ 334	
合 計	127,000	△ 39,000	87,666	△ 334	

2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	決算額	不用額	説 明
1 運営費	90,000	△ 39,000	51,000	0	委員会出席報償費
1 事務費	90,000	△ 39,000	51,000	0	(会議2回開催)
1 事務費	90,000	△ 39,000	51,000	0	委員出席報償費の減額に伴い減額
2 事業費	36,000	0	36,000	0	
1 事業費	36,000	0	36,000	0	
1 事業費	36,000	0	36,000	0	この♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	1,000	
合 計	127,000	△ 39,000	87,000	1,000	

歳入合計87,666円-歳出合計87,000円=差引残額666円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和4年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和5年 6月 6日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課

最上 祐紀

会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和4年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和5年 6月 16日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 二宮町地区長連絡協議会

阿部 正昭

1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	二宮町より
3 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	利子等
合 計	127,000	127,000	0	

2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減	説 明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	委員出席報償費
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	この♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合 計	127,000	127,000		

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書 (案)

令和 5 年 6 月 23 日開催の二宮町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統

【朝便】

団地中央～山西小学校前～二宮駅北口

【第 1 便、第 5 便】

二宮駅北口～山西小学校前・団地中央・富士見が丘児童館前～二宮駅北口

【第 2 便、第 6 便】

二宮駅北口～富士見が丘児童館前・団地中央・山西小学校前～二宮駅北口

【第 3 便、第 7 便】

二宮駅北口～峠公園・団地中央・西公園前・二宮駅北口

【第 4 便、第 8 便】

二宮駅北口～西公園前・団地中央・峠公園～二宮駅北口

【夕方便】

二宮駅北口～山西小学校前～団地中央

2. 変更内容

運賃の割引の対象に、精神障害者を加える。

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

・普通旅客運賃

片道：大人 200 円均一

小児（小学生以上中学生以下）100 円均一

未就学児無料

・運賃の割引

運賃（片道）：100 円均一

対象：I 身体障害者

（身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（必要と認める場合）

II 知的障害者

（療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づき、各都道府県知事等が療育手帳制度について定めた実施要綱に規定さ

れた療育手帳を所持している者及びその介護人（必要と認める場合）

Ⅲ 児童福祉法の適用を受ける者

（児童福祉法第 12 条の 4、第 41 条から第 44 条に規定する諸施設において養護又は、保護を受けている者及び付添人（必要と認める場合）

Ⅳ 精神障害者

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）の交付を受けている者及び、介護人（必要と認める場合）

4. 協議が調っているその他運賃割引サービス

<既存の運賃割引サービスから変更なし>

- ・割引手形① 通称：ニーノ手形（購入対象者条件なし）

普通旅客運賃及び運賃割引対象者の運賃を 100 円引きとする。

購入金額 6 ヶ月期間割引手形 3,000 円

12 ヶ月期間割引手形 5,000 円

- ・割引手形② 通称：ミーヤ手形（購入対象者条件あり）

大人の普通旅客運賃を 200 円引きとする。

対象者 1 購入時において、町内在住の年齢が満 75 歳以上の者

対象者 2 購入時において、町内在住の母子保健法における妊産婦

対象者 3 購入時において、町内在住の未就学児の父母及び祖父母

購入金額 6 ヶ月期間割引手形 5,000 円

12 ヶ月期間割引手形 8,000 円

- ・回数券 通称：二宮町コミュニティバス回数券

普通旅客運賃及び運賃割引対象者の運賃として使用できる金券として扱う。

購入金額 1 冊 2,000 円（100 円券 24 枚綴り）

5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合はその条件

令和 5 年 10 月 1 日より適用

以上

令和 5 年 6 月 23 日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会 長 ● ● ● ●

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和5年6月23日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
 - ・休止期間を延長する。
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）
期間：令和2年10月1日（木）から令和3年9月30日（木）
期間：令和3年10月1日（金）から令和4年9月30日（金）
期間：令和4年10月1日（土）から令和5年9月30日（土）
期間：令和5年10月1日（日）から令和6年9月30日（月）

令和5年6月23日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長



デマンドタクシーの運行の休止について（案）

① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 神奈中タクシー（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行

追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)

⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。

⑦運行概要

(1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

(2) 使用する車両

- ・セダントイプ(乗車定員: 5 名)
- ・使用台数 27 台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日(道路運送法第 4 条を変更する日)

平成 29 年 9 月 30 日(土)をもって休止とする

(平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 9 月 30 日(日))

- 休止する期間の延長
- ・平成 30 年 10 月 1 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月)
 - ・令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水)
 - ・令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 3 年 9 月 30 日(木)
 - ・令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 4 年 9 月 30 日(金)
 - ・令和 4 年 10 月 1 日(土)から令和 5 年 9 月 30 日(土)
 - ・令和 5 年 10 月 1 日(日)から令和 6 年 9 月 30 日(月)

「二宮町地域公共交通アンケート調査」について

平素より、町の交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、バスやタクシーの運行本数等の縮小が余儀なくされる等、地域公共交通の状況は非常に厳しくなっています。

そこで、二宮町では、人口減少や高齢化に対応した持続可能な地域公共交通を目指し、「地域公共交通計画」を今年度策定します。

計画の策定にあたっては、町民の皆さまの日常生活における外出や公共交通の利用に関する課題を把握させていただきたいため、本アンケートを実施することとなりました。


二宮町の未来の地域公共交通のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

●対象者…令和5年4月30日現在の住民基本台帳より、満18歳以上の方から、1,000名の方を年代別で無作為に選ばせていただきました。

※ 調査は無記名で、内容は統計的に処理されます。

令和5年6月

【用語解説】

- **地域公共交通**：地域住民の日常生活の移動や観光客等地域を訪れる人の移動のための交通手段として利用される公共交通機関のことで、鉄道や路線バス、タクシー等が該当します。また、福祉有償運送やボランティアによる送迎サービス等も含まれます。
- **コミュニティバス**：地域住民のための交通手段として、市町村等が運営するバスのことです。二宮町では、交通不便地域にお住まいの方の交通手段を確保し、それ以外の町民の方も含め買い物等の日常生活での交通手段を充実させるため、コミュニティバス「**にの♥バス**」を運行しています。
※ コミュニティバス「**にの♥バス**」の運行ルート・時刻表はこちら → 
<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000001354.html>
- **福祉有償運送**：NPOや社会福祉法人等の非営利法人が、介護を必要とする高齢者や障がい者等公共交通を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャー等を目的に有償で行う送迎サービス。
- **ボランティア送迎**：自治会や地域ボランティア組織が主体となり、地域住民のボランティアがドライバーを務め、主に自動車の運転や公共交通を使用した移動が困難な高齢者に対して、提供される交通サービス。

【お問い合わせ先】 二宮町政策部企画政策課 電話 0463-71-3312 FAX 0463-73-0134
E-mail kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

I 回答するご本人について

質問1 年齢について選択してください。(1つに○)

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 10歳代・20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60～64歳 | 6. 65～69歳 | 7. 70～74歳 | 8. 75～79歳 |
| 9. 80～84歳 | 10. 85歳以上 | | |

質問2 職業について選択してください。(1つに○)

- | | | | |
|-----------------|----------|---------------------|-----------|
| 1. 会社員・公務員・団体職員 | 2. 自営業 | 3. パート・アルバイト(学生を除く) | |
| 4. 学生 | 5. 主婦・主夫 | 6. 無職 | 7. その他() |

質問3 ご自宅の地区について選択してください。(1つに○)

- | | | | | |
|--------------|--------|------------|-------------|--------------|
| 1. 一色 | 2. 緑が丘 | 3. 百合が丘1丁目 | 4. 百合が丘2丁目 | 5. 百合が丘3丁目 |
| 6. 中里 | 7. 元町北 | 8. 元町南 | 9. 富士見が丘1丁目 | 10. 富士見が丘2丁目 |
| 11. 富士見が丘3丁目 | 12. 松根 | 13. 上町 | 14. 中町 | 15. 下町 |
| 16. 梅沢 | 17. 越地 | 18. 茶屋 | 19. 釜野 | 20. 川匂 |

質問4 ご自宅から最寄りバス停までの所要時間(徒歩)を選択してください。(1つに○)

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|------------|----------|
| 1. 5分以内 | 2. 6～10分 | 3. 11～15分 | 4. 16分～20分 | 5. 21分以上 |
| 6. 分からない | | | | |

質問5 自由に使える交通手段は何ですか。(複数可)

- | | | |
|---------------|---------------------|-------|
| 1. 自動車(自分で運転) | 2. 自動車(家族等に送迎してもらう) | |
| 3. バイク・原付 | 4. 自転車 | 5. ない |
| 6. その他() | | |

質問6 免許の自主返納についてお伺いします。(1つに○)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 免許を返納していない | } 次ページ 質問8へ |
| 2. すでに免許を返納している | |
| 3. 免許を取得したことがない | |

質問7 質問6で1を選択した方に伺います。免許を返納しない理由は何ですか。(1つに○)

- | | |
|---|-------------------------|
| 1. 問題なく運転できるため | |
| 2. 返納を考えている(<input type="text"/> 歳ごろの予定) | |
| 3. 買い物等の日常生活に支障をきたすため | |
| 4. 趣味の活動等が制限されるため | 5. いざという時に運転ができないと不安なため |
| 6. その他() | |

次ページに続く

Ⅱ 日常の外出について

質問8 「通勤・通学」「買い物・通院」「趣味・その他」における外出頻度と移動手段についてお伺いします。

外出頻度は回答グループA（1～6）の中から1つ、移動手段は主に利用するものを回答グループB（ア～サ）の中から2つまで選んで、表に番号を記入してください。

	①「通勤・通学」	②「買い物・通院」	③「趣味・その他」
外出頻度 (Aから選択)			
主な移動手段 (Bから選択)			

回答グループA（外出頻度）

1. ほぼ毎日（土日含む） 2. 平日は、ほぼ毎日 3. 週に3～4日
4. 週に1～2日 5. 1ヶ月に数日 6. 行かない

回答グループB（主な移動手段）

- ア. 徒歩のみ（車椅子等を含む） イ. 自転車 ウ. バイク・原付
エ. 自動車（自分で運転） オ. 自動車（家族等に送迎してもらう）
カ. タクシー キ. バス（コミュニティバスを除く）
ク. コミュニティバス（にの♡バス） ケ. 鉄道
コ. 福祉有償運送やボランティア送迎 サ. その他（ ）

質問9 外出について困難だと思うことはありますか。（1つに○）

1. 困難は感じていない 2. 困難を感じている 質問11へ

質問10 質問9で1を選択した方にお伺いします。困難を感じない理由は何ですか。（1つに○）（回答後は次ページ 質問14へ）

1. 自分で自動車等を運転できるため 2. 家族等に送迎等をしてもらえるため
3. 公共交通で不便を感じることがないため 4. その他（ ）

質問11 質問9で2を選択した方にお伺いします。具体的にどのような困難を感じていますか。（あてはまるもの2つまでに○）

1. 身体的な理由で外出が困難（体力の低下・介助が必要等）
2. 自宅からバス停までが遠い
3. 利用できるバス停があるが、運行本数が少ない
4. 利用できるバス停があるが、行き先が目的に合わない
5. タクシーやバス等を利用できるが、料金が安い
6. 公共交通の乗り方がわからない 7. その他（ ）

次ページに続く

質問 12 問9で2を選択した方にお伺いします。どの程度、困難を感じていますか。(1つに○)

1. 多少困っているが、外出はできている
2. 時々しか外出ができないほど困っている
3. 外出がほとんどできていないため、生活をする上でとても困難である
4. 全く外出ができていないため、引っ越し等を考えている
5. その他 ()

質問 13 質問9で2を選択した方にお伺いします。困難を感じているのは、具体的にはどこへの移動ですか。(自由記述)

(例：二宮駅、〇〇病院、〇〇スーパー 等)

Ⅲ 公共交通の利用等について

質問 14 二宮町コミュニティバス(にの♥バス)について、それぞれ1つに○を付けてください。①～③すべてにお答えください。(③については、最寄りのにの♥バスのバス停が無い場合は回答不要です。)

	知って いる	まあまあ 知っている	あまり 知らない	知ら ない
①乗り方				
②運行ルート				
③最寄りバス停の時刻表(いつ・どの程度の頻度で最寄りバス停にバスが来るかを知っているか)				

質問 15 二宮町コミュニティバス(にの♥バス)をどのくらい利用していますか。(1つに○)

1. 平日は、ほぼ毎日
 2. 週に3～4日
 3. 週に1～2日
 4. 月に数日
 5. 年に数日
 6. 今は利用していない
 7. 利用したことがない
- 次ページ 質問 17 へ

質問 16 質問 15で6～7を選択した方にお伺いします。二宮町コミュニティバス(にの♥バス)を利用しない理由は何ですか。(あてはまるもの2つまでに○)

1. 車やバイクの方が便利だから
2. 自宅からにの♥バスのバス停までが遠いから
3. 運行本数が少ないから
4. にの♥バスの行き先が目的に合わないから
5. 料金が安いから
6. 乗り方がわからないから
7. その他 ()

次ページに続く

質問 17 神奈川中央交通株式会社の路線バス（二宮町コミュニティバス以外のバス）について、それぞれ1つに○を付けてください。①～③すべてにお答えください。（③については、最寄りの神奈川中央交通株式会社のバス停が無い場合は回答不要です。）

	知っている	まあまあ知っている	あまり知らない	知らない
①乗り方				
②運行ルート				
③最寄りバス停の時刻表（いつ・どの程度の頻度で最寄りバス停にバスが来るかを知っているか）				

質問 18 神奈川中央交通株式会社の路線バス（二宮町コミュニティバス以外のバス）をどのくらい利用していますか。（1つに○）

- | | | |
|---------------|--------------|-----------|
| 1. ほぼ毎日（土日含む） | 2. 平日は、ほぼ毎日 | 3. 週に3～4日 |
| 4. 週に1～2日 | 5. 月に数日 | 6. 年に数日 |
| 7. 今は利用していない | 8. 利用したことがない | |

質問 19 交通系ICカード（Suica、PASMO等）を持っていますか。（1つに○）

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 持っている | 2. 持っていない |
|----------|-----------|

質問 20 スマートフォンを持っていますか。（1つに○）

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. スマートフォンを持っている | 質問 22 へ |
| 2. スマートフォンを持っていない | |

質問 21 質問 20 で 1 を選択した方にお伺いします。スマートフォンで行っていることをお答えください。（複数可）

- | | |
|---|------------------------|
| 1. バス等の時刻表や運行情報の検索 | 2. 地図アプリや乗換案内アプリでの経路検索 |
| 3. アプリを通じたタクシーの配車 | 4. 新幹線や高速バス等の予約 |
| 5. 交通系ICカード（モバイルSuica等） | |
| 6. その他公共交通に関する利用（具体的に： _____） | |
| 7. 公共交通の関係では使っていないが、他の用途（メールやゲーム等）では使っている | |
| 8. スマートフォン等をほとんど使っていない、又は使い方が分からない | |

次ページに続く

Ⅳ これからの公共交通について

質問 22 あなたが、二宮町内の移動（自宅から二宮駅への移動、自宅から町内のスーパー・病院への移動等）のために、重要だと考える地域公共交通は何ですか。現在と 10 年後を想像してお答えください。（それぞれ以下の 1～6 から 3 つまで選んで記入してください。）

❖現在	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	❖10 年後	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1. タクシー		2. バス（コミュニティバスを除く）		3. コミュニティバス（この♥バス）		4. デマンド交通（※）	
5. 福祉有償運送やボランティア送迎		6. その他（				）	

※ **デマンド型交通**：利用者からの予約があった場合のみ運行する交通サービスです。複数の人から同じ時間帯に予約された場合は、乗り合って各々の目的地を巡りながら運行します。
 良い点：バスよりも自宅に近い場所から目的地に近い場所に移動できる、バスと異なり利用したいタイミングに利用できる、タクシーよりは運賃が安価な傾向がある。
 悪い点：事前に電話やインターネットによる予約が必要である、予約が集中している場合等は利用できない可能性がある、バスよりは運賃が高価な傾向がある。

質問 23 人口減少に伴い公共交通の利用者は減少しており、今後、路線バス等の公共交通は縮小や廃止を余儀なくされる可能性があります。

一方で、公共交通には、マイカー利用時に比べて CO₂ 排出量が少ないことや、安全であること等、多くの利点があります。

今後、公共交通の運行・維持のためにも、積極的に公共交通を利用しようと思いませんか。

（1 つに○）

1. 思う	2. まあ思う	3. あまり思わない	4. 思わない
-------	---------	------------	---------

質問 25 へ

質問 24 質問 23 で 3～4 を選択した理由は何ですか。（複数可）

1. 車やバイクの方が便利だから	2. 将来、公共交通がなくても困らないと思うから
3. 自宅の近くにバス停がないから	4. 公共交通の運行本数が少ないから
5. その他（	

質問 25 その他、公共交通や本アンケートについて、ご意見等がありましたらお書きください。（自由記述）

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに令和 5 年 6 月 28 日（水）までに投函してください。

令和5年 月 日 () / 時 分頃 (便)

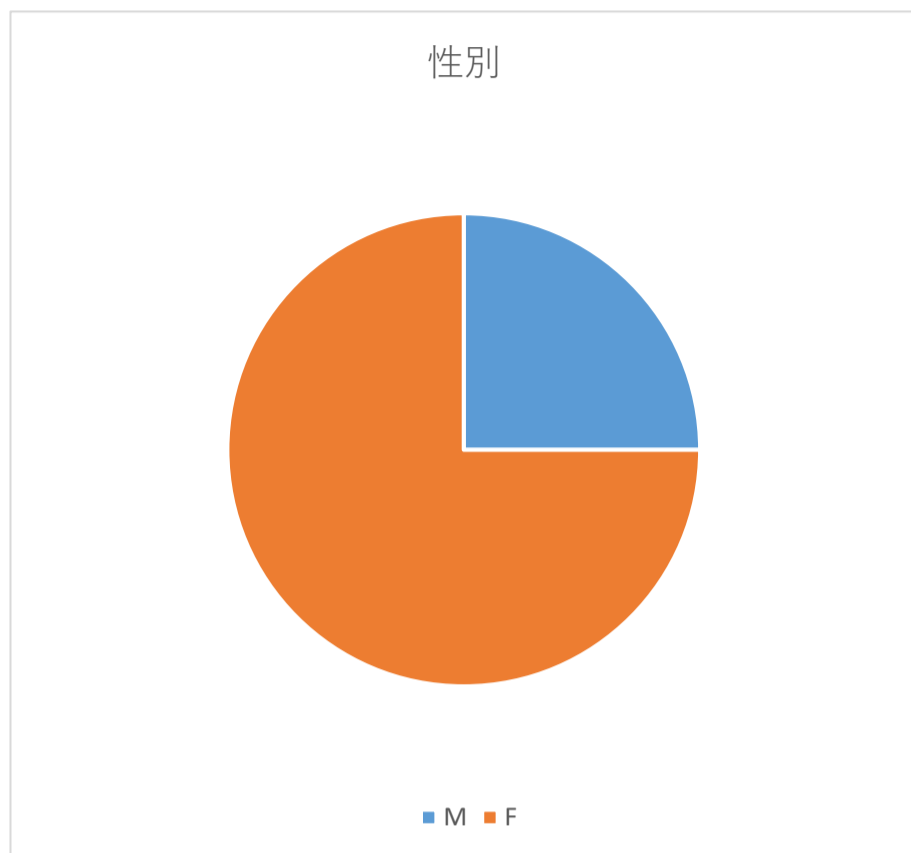
	M F
--	-----

①年齢	<input type="checkbox"/> 10歳代・20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳～64歳 <input type="checkbox"/> 65～69歳 <input type="checkbox"/> 70歳～74歳 <input type="checkbox"/> 75歳～79歳 <input type="checkbox"/> 80～84歳 <input type="checkbox"/> 85歳以上 <input type="checkbox"/> その他・未回答
②お住まいの地区	<input type="checkbox"/> 一色 <input type="checkbox"/> 緑が丘 <input type="checkbox"/> 百合が丘1丁目 <input type="checkbox"/> 百合が丘2丁目 <input type="checkbox"/> 百合が丘3丁目 <input type="checkbox"/> 中里 <input type="checkbox"/> 元町北 <input type="checkbox"/> 元町南 <input type="checkbox"/> 富士見が丘1丁目 <input type="checkbox"/> 富士見が丘2丁目 <input type="checkbox"/> 富士見が丘3丁目 <input type="checkbox"/> 松根 <input type="checkbox"/> 上町 <input type="checkbox"/> 中町 <input type="checkbox"/> 下町 <input type="checkbox"/> 梅沢 <input type="checkbox"/> 越地 <input type="checkbox"/> 茶屋 <input type="checkbox"/> 釜野 <input type="checkbox"/> 川匂 <input type="checkbox"/> 町外 () <input type="checkbox"/> その他・未回答
③自宅からコミュニティバスのバス停までの所要時間	<input type="checkbox"/> 徒歩5分以内 <input type="checkbox"/> 徒歩5分～10分 <input type="checkbox"/> 徒歩10分～15分 <input type="checkbox"/> 徒歩15分以上
④コミュニティバスの利用頻度	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に3～4日 <input type="checkbox"/> 週に1～2日 <input type="checkbox"/> 月に数日 <input type="checkbox"/> 年に数日
⑤どこからどこのバス停まで利用するか	() バス停から () バス停まで
⑥コミュニティバスを利用する目的(3つまで選択可)	<input type="checkbox"/> 通勤・通学 <input type="checkbox"/> 買い物・食事 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 習い事・趣味 <input type="checkbox"/> 役場利用 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦コミュニティバスが無い場合の交通手段(複数選択可)	<input type="checkbox"/> 路線バス(神奈中) <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 自動車(自分で運転) <input type="checkbox"/> 自動車(家族等の送迎) <input type="checkbox"/> バイク・原付 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 手段なし <input type="checkbox"/> その他 ()
⑧コミュニティバスに関して要望したいこと(自由記述)	

コミュニティバス聴き取り調査結果速報値

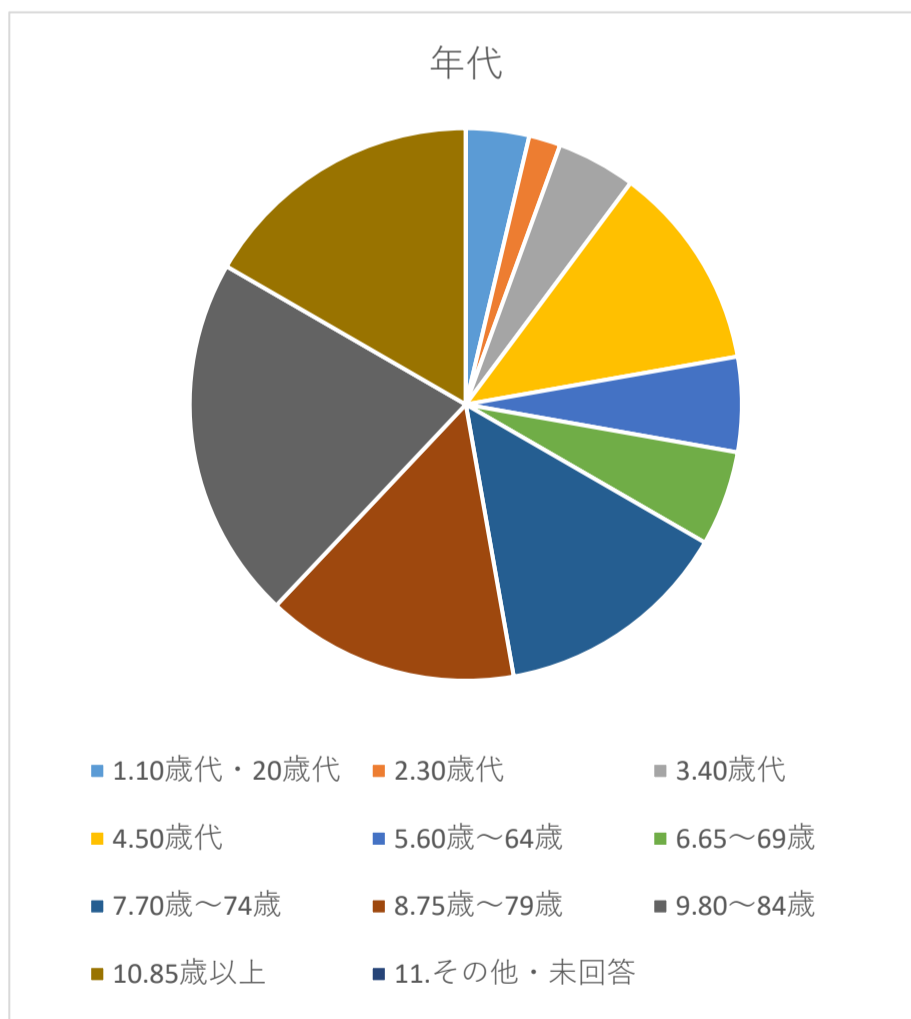
性別

	回答数	割合
M	27	25.0%
F	81	75.0%
計	108	



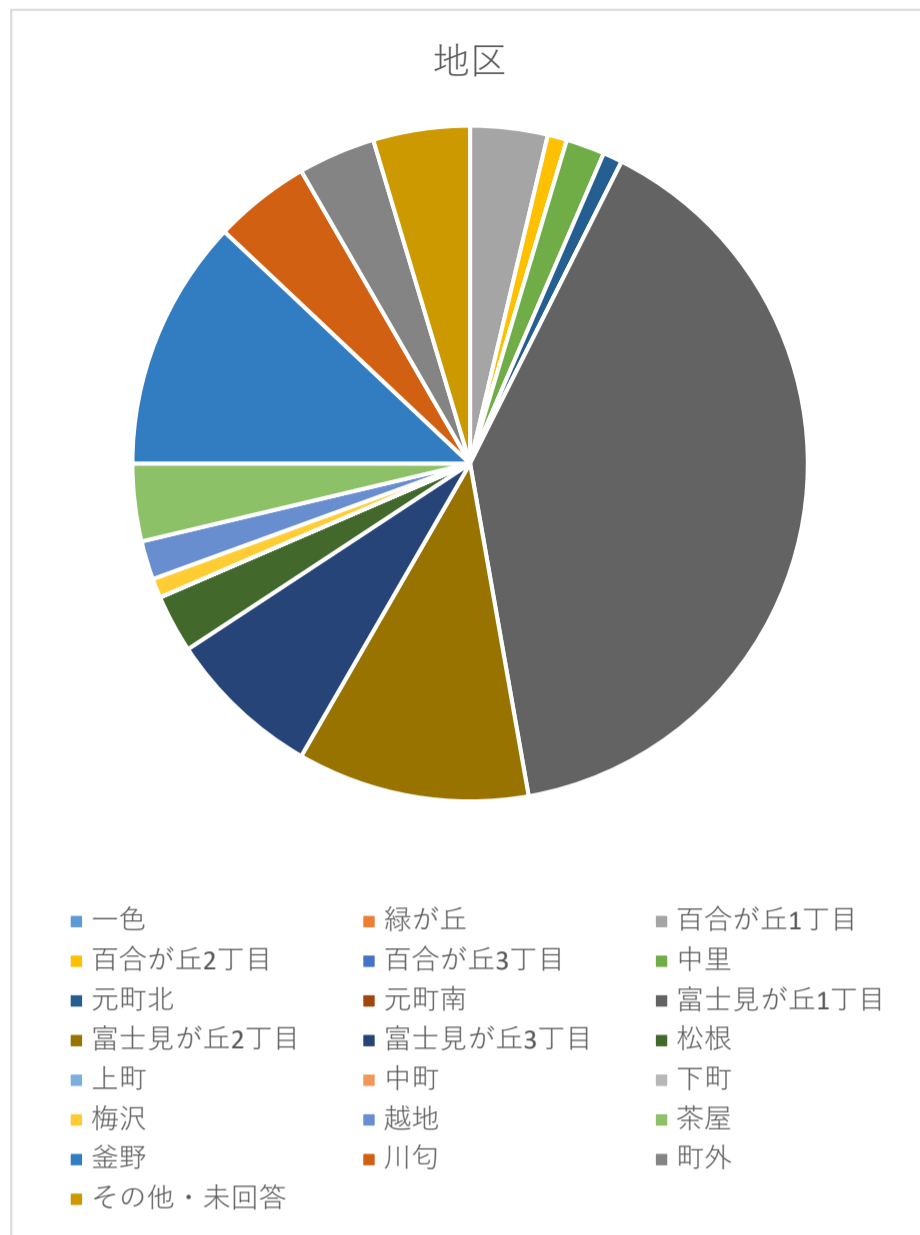
年代

	回答数	割合
1.10歳代・20歳代	4	3.7%
2.30歳代	2	1.9%
3.40歳代	5	4.6%
4.50歳代	13	12.0%
5.60歳～64歳	6	5.6%
6.65～69歳	6	5.6%
7.70歳～74歳	15	13.9%
8.75歳～79歳	16	14.8%
9.80～84歳	23	21.3%
10.85歳以上	18	16.7%
11.その他・未回答	0	0.0%
計	108	



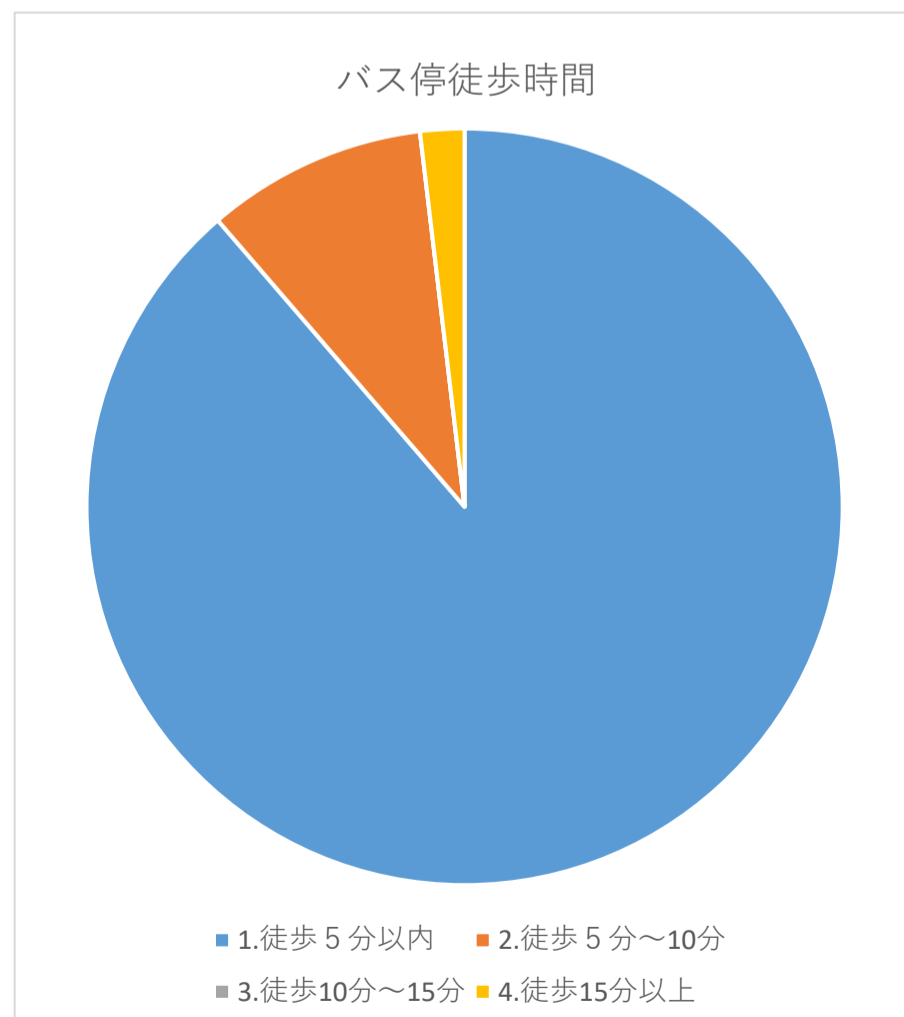
地区

	回答数	割合
一色	0	0.0%
緑が丘	0	0.0%
百合が丘1丁目	4	3.7%
百合が丘2丁目	1	0.9%
百合が丘3丁目	0	0.0%
中里	2	1.9%
元町北	1	0.9%
元町南	0	0.0%
富士見が丘1丁目	43	39.8%
富士見が丘2丁目	12	11.1%
富士見が丘3丁目	8	7.4%
松根	3	2.8%
上町	0	0.0%
中町	0	0.0%
下町	0	0.0%
梅沢	1	0.9%
越地	2	1.9%
茶屋	4	3.7%
釜野	13	12.0%
川匂	5	4.6%
町外	4	3.7%
その他・未回答	5	4.6%
	108	



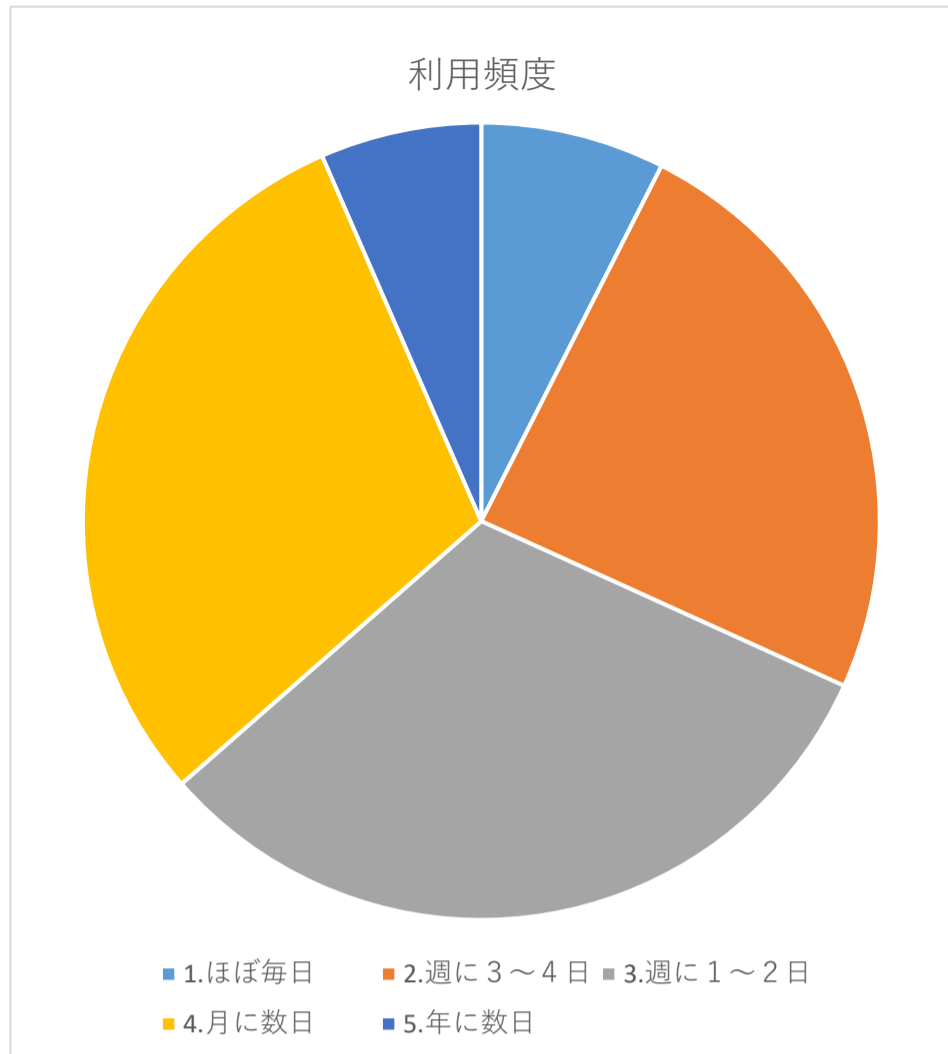
バス停徒歩時間

	回答数	割合
1.徒歩5分以内	94	88.7%
2.徒歩5分～10分	10	9.4%
3.徒歩10分～15分	0	0.0%
4.徒歩15分以上	2	1.9%
計	106	



利用頻度

	回答数	割合
1.ほぼ毎日	8	7.5%
2.週に3～4日	26	24.3%
3.週に1～2日	34	31.8%
4.月に数日	32	29.9%
5.年に数日	7	6.5%
計	107	



利用目的

	回答数	割合(/回答数)
1.通勤・通学	20	14.1%
2.買い物・食事	73	51.4%
3.通院	27	19.0%
4.習い事・趣味	9	6.3%
5.役場利用	4	2.8%
6.その他	9	6.3%
計	142	

